契約条項 P-7265_210118

乙は、甲が使用する複合機を利用した文書電子化環境の構築および導入立ち上げに関する以下のサービスを行います。

1. 「スキャンおまかせパックⅡ基本サービス【PC 連携】」のサービス内容は次のとおりとします。
   (1) 機器およびソフトウェア構成ならびに環境設定条件の協議決定。
   (2) 甲と決定したシステム構成による文書電子化環境の設定。ただし、機器の構成は、複合機 1 台、クライアント PC5 台を限度とする。
   (3) 環境設定後の利用者向け操作説明。操作説明は 1 時間以内で 5 名までとする。
2. 「スキャンおまかせパックⅡオプション【Working Folder 連携】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき Working Folder へのスキャン文書の取り込み環境を前項のクライアント PC に構築します。
3. 「スキャンおまかせパックⅡオプション【DocuWorks 連携】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき DocuWorks へのスキャン文書の取り込み環境を第1項のクライアントPCに構築します。
4. 「スキャンおまかせパックⅡオプション【業務別らくらくスキャン設定追加】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき業務別らくらくスキャンで利用する文書種類名の追加、または QR コードによる仕分け環境を対象複合機に設定します。
5. 「スキャンおまかせパックⅡオプション【設定図書作成】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの内容にもとづき文書電子化環境の設定図書（以下「成果物」という）を作成し納品します。
6. 第1項および前項に定める対象クライアントＰＣ設定の台数を追加する場合、追加する台数は、注文書に記載のとおりとします。
7. 乙が本契約にもとづく業務を完了した場合、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
8. 受領証等の交付により、本契約は完了するものとします。
9. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本契約の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
10. 「成果物」に誤植，落丁，乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
11. 甲および乙は、相手方から秘密情報である旨指定されて開示された情報（以下「秘密情報」という）を自己における秘密情報と同等以上に管理、使用するものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
    (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
    (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
12. 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報前項の守秘義務は、本契約完了後 3 年間有効に存続するものとします。
13. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ。）であって、本契約に関連して知り得た情報（「成果物」に記載する個人情報を含み、以下「個人情報」という。）および「成果物」に記載する甲の情報を第 10 項に定める「秘密情報」の一部としてこれを取り扱うものとします。
14. 甲および乙は、「個人情報」の全部または一部が、第 11 項但書の各号の一に該当するものであっても、第 11 項但書の定めは適用せず、これをそれぞれ秘密として取り扱うものとします。
15. 第 12 項の存続期間にかかわらず、本契約完了後も「個人情報」および「成果物」に記載する甲の情報には第 11 項の規定が有効に適用されるものとします。
16. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
17. 第 10 項乃至第 17 項は、本契約完了後も有効に存続するものとします。
18. 乙が、乙の責によらず本契約にもとづくサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲は「マルチベンダーサービス料金」を支払うものとします。

以上